

議 長 休憩を解いて再開をいたします。 (14時50分)

町 長 日程第7「議案第12号松田町民文化センター条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

議 長 議案第12号松田町民文化センター条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成30年3月6日提出、松田町長 本山博幸。

議 長 提案理由。松田町民文化センターの複合拠点施設整備に伴い、平成30年3月末に新設されるボルダリング施設及びトレーニングルームの施設使用料を設定するため、所要の改正をしたいので御提案するものであります。よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明を求めます。

教 育 課 長 それでは説明をさせていただきます。この条例の一部改正についてであります。松田町民文化センターの複合拠点施設の整備に伴い、次のとおり別表1にスポーツ施設の基本使用料を設定するものでございます。

それでは1枚おめくりください。松田町民文化センター条例の一部を改正する条例。松田町民文化センター条例（昭和56年松田町条例第1号）の一部を次のように改正する。別表1に次の表を加える。

それでは1枚おめくりいただきまして、新旧対照表で説明をさせていただきます。改正内容につきましては、別表1の3、スポーツ施設の基本使用料（1時間当たりの額）を設定するものでございます。施設につきましては、リードウォール、ボルダリングウォール、トレーニングルームの3つについて、施設開放日と平日・休日に区分するほか、町内と町外に区分、さらに大人と中学生以下に設定するものでございます。使用料金につきましては、整備費に対して町費用を投資していますので、その分を回収することや、今後の維持管理を考慮すること、また、周辺施設の使用料を参考に、表のとおり使用料金を設定しております。

備考としまして、（1）使用料は使用時間に応じて徴収するものとする。

（2）施設の開放日につきましては、リードウォール時間の使用につきましては、安全管理者が必要になるということで、開放日が限られるため予約制にすること。トレーニングルームは定員などのため、別に定めるものとなっております。

ます。備考3、4につきましては、施設ごとの使用時間を設けております。備考5では、施設ごとに定める講習会等を受ける規定を設けております。

1 ページ戻っていただきまして、本文の一番下の附則をごらんください。この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願ひします。

- 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- 1 2 番 大 館 1点だけお願ひします。トレーニングルームの、中学生以下使用不可となっておりますけども、その理由についてお伺ひします。
- 教 育 課 長 トレーニングルームにつきましては、ケーブルクロスオーバーとか、胸を鍛えるものとか、そういったものがございまして、取り扱いが難しいものがございます。そういったことで、中学生以下は使用不可というようなことで設けさせていただきました。
- 1 2 番 大 館 トレーニングについてはですね、専門の指導員とかそういうのは配置はするよな、ちょっと話を聞いたよな気がするんですけど、それはどうなんですか。
- 教 育 課 長 トレーニングルームにつきましては、簡易的な説明をいたしまして、それをもって使用できるということにしております。
- 1 2 番 大 館 中学生が、その簡易的な取り扱い説明で使用できないという根拠と、何かその辺はどうなんですか。
- 教 育 課 長 重たい重しをつけたり、取り扱いがなかなか難しいものがございます。大人においてはそういう簡易的な説明でもわかるものでもございますが、中学生以下はなかなか厳しいものがございます。また、危ないので、そういったことで講習等は設けなくて簡易的な説明ということで取り扱わせていただきました。
- 議 長 ほかに。
- 3 番 井 上 1点お伺ひいたします。スポーツ施設のですね、その表の中で、リードウォールとトレーニングルームに施設開放日とありますけれども、これはですね、一定の基準のもと、あの施設をですね、開放をする日、しない日というのがですね、基準の中で定められるのか。それとも町民文化センター全体の利用の中

です、こういう日は施設を開放しないというふうに定めるのか、こういった形でその施設開放日を定めるのかをお伺いいたします。

教 育 課 長 リードウォール、トレーニングルームにつきまして、あ、ボルダリングウォール…あ、トレーニングルームにつきましては、リードウォールについては安全管理者が必要ということと、トレーニングルームについてはスペースが、スペースを考慮しまして人数の制限があるということで、この表のとおり施設開放日ということで、町長が別に定める日で周知をするということにしました。施設そのもの、文化センターをと考えるんじゃないで、この施設、リードウォール、トレーニングルームのことを指しているものでございます。

3 番 井 上 今回の説明の中で、じゃあリードウォールは、安全管理者がいない日は施設は開放しない日と。安全管理者がいる日のみをですね、施設開放日とするのか。また、リードウォールのほうは町民文化センターの駐車場にも隣接をしておりますので、例えば大ホールとかですね、町民文化センターでイベント等がある場合に駐車場の利用を優先するので、そういった日も含めて施設開放日、または施設を開放しない日というふうに定めるのかどうかということをお伺いいたします。トレーニングルームのほうは定員が多いから、じゃあ定員が多くなると施設を開放しないのかということではないと思いますので、こういった場合にトレーニングルームを開放日とするのか、開放しないのか、そういう日の設定をですね、基準を教えてくださいと思います。

教 育 課 長 リードウォールにつきましては、予約に、予約がある日を開放としまして、予約のない日は開放としないようなことになっております。で、文化センターに隣接しておりますので、文化センターの事業がある場合はそちらのほうを優先した取り扱いとさせていただきます。文化センターの大ホールを使用する場合のほうを優先するという形に考えております。それとトレーニングルームについては、5名を、スペースが限られておりますので5名、動く可動範囲も限られておりますので、5名を定員としております。で、予約制、直接申し込むということもできますが、そういった関係から5名以上になりますと、なかなか調整がつかないので、そういった日は開放を、開放はするんですけど、その他の方が、5名を超えた方が利用ができないということで考えております。

3 番 井 上 じゃもう1点、最後にですね、トレーニングルームは、じゃあ開放しない日  
というのはどういう日を想定していただけるのかお伺いいたします。

教 育 課 長 事前に予約があった場合で5名を、その時間に5名を超えた場合とか、そう  
いったことを考えております。

議 長 よろしいですか。ほかに。

(「なし」の声あり)

これで質疑を打ち切りたいと思います。御異議ございませんね。

(「異議なし」の声多数)

お諮りいたします。ただいま議題となっております本案につきましては、総務  
文教常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、御異議ござ  
いませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって議案第12号松田町民文化センター条例の一部を  
改正する条例は、総務文教常任委員会に付託の上審査することに決定しました。